

にぎわい広場の イベント等の利用に関する取扱要綱

制定 2008年 1月 9日

改正 2018年12月 1日

土山ハイウェイサービス株式会社

にぎわい広場のイベント等の利用に関する取扱要綱

制定 2008年 1月 9日

改正 2018年12月 1日

1. 目 的

この取扱要綱は、新名神高速道路 土山サービスエリア内「にぎわい広場」のイベント等の利用に関する基本事項について定め、施設内の秩序と相互の信頼関係を維持するとともに、土山ハイウェイサービス株式会社（以下、「甲」という。）及び利用者（以下、「乙」という。）の健全な発展をはかることを目的とするとともに、土山サービスエリアを利用するお客様に対し、特産品等の販売や情報発信等をする場所として利用することを目的とする。

2. 利用手続

(1) 申し込み

「にぎわい広場」の利用希望者は、原則として利用希望日の1ヶ月前までに甲指定のにぎわい広場利用申込書（以下、「申込書」という。）を、甲に提出するものとする。

(2) 承諾

申し込みの承諾は、甲が申込書及び必要書類を審査のうえ、乙に対し利用承諾書を発行することによって承諾及びその通知をするものとする。なお、利用希望者の利用希望日に他の利用希望者がある場合は、原則として申込書の先着順とする。また、前記の方法で調整できない場合は、甲の調整にて決定する。

(3) 利用場所

利用場所は甲が指定する図面の枠内とする。同一の利用日に利用希望者が多数の場合、甲の調整にて利用場所を決定する。

(4) 利用内容

「にぎわい広場」の利用に係る内容については、事前に甲が承認したものに限り利用ができるものとし、甲は次のいずれの要件も満たす場合に限り、承認するものとする。

- ① 地域特産品の販売、保健所が許可した調理品等の販売・営業の伴うもの。

- ② 観光キャンペーン、案内パンフレット配布等で販売・営業の伴わないもの。
- ③ 販売商品は、原則として土山サービスエリア内のテナント店舗の商品と競合しないもの。
- (5) 販売価格
販売商品の販売価格は、甲と協議して、甲の承認を得るものとする。
- (6) 利用時間
利用時間は、原則として、午前9時から午後6時までを原則とする。但し、甲から指定をした場合又は乙の申出により、利用時間の延長又は短縮をすることがある。乙の申出による場合、甲の事前承諾を得るものとする。

3. 利用者

- (1) 「にぎわい広場」の利用は、前項(2)のなお書にかかわらず、甲賀市・甲賀市民及び甲賀市在住の企業・諸団体等を優先するものとする。但し、空き利用場所については、他の利用者が利用できるものとする。

4. 使用備品等

- (1) 「にぎわい広場」の利用に際して使用する備品等は、乙が準備するものとする。但し、持ち込み備用品等を使用する場合は甲の承認を得るものとする。
- (2) 乙は利用期間終了後、速やかに設備の撤収を行うものとする。
- (3) 乙は乙の過失により甲の設備および什器等に破損等が生じた場合、これにより生じた一切の損害を賠償するものとする。

5. 利用料金

- (1) 乙は販売・営業を行う場合、以下の利用料金を甲に支払うものとする。但し、日額売上高に以下の料率を乗じた額が、最低利用料金に満たない場合には最低利用料金を支払うものとする。乙は利用当日の営業終了後、当日の売上を「売上報告書」に記載の上、甲に報告するものとする。甲は下記に基づいて算出した当日の利用料金及び利用料金に係る消費税額(以下、「利用料金等」という。)を計算し、乙に対して請求

書を発行する。乙は請求書に基づき、利用料金等及び諸経費を現金もしくは銀行振込にて当社へ支払うものとする。銀行振込の場合は、翌月15日までに甲が指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振込み手数料は乙の負担とする。

利用料金 日額売上高（消費税別）の10%

最低利用料金 日額3,000円（消費税別）

- (2) 乙は販売・営業を行わない場合は、以下の利用料金を甲に支払うものとする。甲は下記の利用料金等及び諸経費を計算し、乙に対して請求書を発行する。乙は請求書に基づき、利用料金等及び諸経費を現金もしくは銀行振込にて当社へ支払うものとする。銀行振込の場合は、翌月15日までに甲が指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振込み手数料は乙の負担とする。

利用料金 日額3,000円（消費税別）

- (3) 道路使用に関する申請に係る実費は、乙の負担とする。
(4) 甲が認めた場合は、販売・営業を行う場合の日額最低利用料金を減額する場合がある。

6. 利用料金の特例

- (1) 甲が特例として認めた場合の利用料金は、甲はこれを免除できるものとする。

7. キャンセル料

- (1) 利用申込書を提出後、乙の自己都合により利用をキャンセルする場合には次の区分に応じ、キャンセル料が発生するものとする。

イ. 利用日の7日前まで 日額最低利用料金の25%

ロ. 利用日の6日前から前日 日額最低利用料金の50%

ハ. 利用日の当日 日額最低利用料金の100%

- (2) 利用日に候等、やむを得ない事由により利用をキャンセルする場合、甲は、キャンセル料を免除できるものとする。
(3) 利用日において、高速道路の通行止め等、甲の責に帰さない不測の事態が発生した場合は、利用について甲と乙は協議するものとし、乙は損害賠償、営業補償等を請求しないものとする。

8. 利用条件

- (1) 利用内容等については、主に物産品の販売と、観光の宣伝、案内をするものとする。
- (2) 販売商品の価格は、市場価格を基準とした料金設定とし、お客様に割高感を与えないものとする。
- (3) 下記の各号に該当する利用内容、またはその危惧のあるものと甲が認めた利用内容に関しては、利用できないものとする。
 - ① 法令に反するもの。
 - ② 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるもの。
 - ③ 特定の政治・思想・宗教等に関わる内容のもの。
 - ④ ギャンブル・投資等いたずらに射幸心をあおる内容のもの。
 - ⑤ 消費者金融に関するもの。
 - ⑥ アルコールの販売又はアルコールに関するもの（賞品、景品等での配布を含む）。
 - ⑦ 土山サービスエリアの既存テナント店舗等の業務上、支障となるもの、または既存店舗と同一業種のもの。
 - ⑧ 高速道路事業に支障となるもの。
- (4) 乙が本要綱に違反した場合、甲はイベント利用を直ちに一時取止めまたは中止にすることができる。

9. 事前確認事項

- (1) 乙は、事前に利用希望日ならびに利用希望場所の空き状況等を確認し、利用申込をするものとする。
- (2) 利用内容については、甲の利用承諾のほか、中日本高速道路株式会社等の使用許可を必要とする場合があり、必ず甲へ事前に確認するものとする。
- (3) 持ち込みテーブル、椅子、台車等の備品は乙にて準備するものとする。但し、備品等については、その場所の景観に調和したものとし、事前に甲の承認を得るものとする。
- (4) 配布物・販売商品の事前納入は、甲の承認を得るものとする。
- (5) 利用者のスタッフの氏名、人員及び制服（帽子・靴を含む）について、事前に甲の承認を得るものとする。
- (6) 販売・営業を伴う利用内容に関して、保健所等の許認可を必要とする場合、利用希望者は事前に関係官庁にその許認可に

つき確認し、許認可を必要とした場合、許認可の写しを甲に提出するものとする。

- (7) 乙は、甲に対し、利用申し込み時及び利用承諾後において、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、及び自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証する。甲は、乙が前項の表明・保証に違反したときには、何らの通知・催告その他の手続きを要せず、直ちに利用を中止することができる。

10. 注意事項

- (1) 利用前後の設営及び撤収は、一般のお客様のご利用状況を勘案し、お客様のご利用に支障とならない時間帯に利用するものとし、安全に対する対策を十分に留意するものとする。
- (2) 設備の設営・撤収にあたって、トラック等の車両は、一般車両の通行の支障とならないよう、車道に停めず正規の駐車マスへ駐車し、機材の運搬を行うものとする。
- (3) 駐車場及び歩道における機材運搬時は、車両ならびに歩行者に十分注意するものとする。
- (4) お客様の動線を考慮し、支障とならないよう注意するものとする。
- (5) 音響設備を使用する場合、音量は、営業行為の支障とならない程度とし、お客様に不快感を与えないよう注意するものとする。
- (6) 利用にあたっては、甲が事前に貸与する入館許可証を掲示するものとする。
- (7) 事前に甲より入館許可証を受取り参加スタッフ全員が携行するものとし、終了後は、甲へ返却するものとする。
- (8) スタッフは私語を慎み、利用場所以外の立ち入りはできないものとする。
- (9) 利用に際しては、原則として甲社員が立会い、利用場所等について十分調整するものとする。
- (10) エリア内の敷地は、甲管理の敷地と道路区域とに区分されており、利用に際しては、利用場所を逸脱せず、広範囲での活動

は控えるものとし、特にお手洗い区域での利用はできないものとする。

- (11) 当サービスエリア建物内での活動は出来ないものとする。
- (12) イベント終了後は、設備等の撤収を行い、スペースの原状回復に努めるとともに、周辺を含めた清掃を行なうものとする。
なお、ゴミ等は、すべて乙が持ち帰るものとする。
- (13) お客様に危害及び損害を与えた場合は、乙の責任において対処するものとする。

11. その他

- (1) この取扱要綱の運用および定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲が疑義の解明に誠実に対応するものとし、当社と利用者間で速やかに協議し解決するものとする。
- (2) 運営管理上、甲が必要と認めた場合は、この取扱要綱を「規程類管理規程」の定めに従い改定することが出来る。
- (3) この取扱要綱は、2018年12月1日から適用する。

以 上